

2019年度秋学期 上智大学短期大学部英語科再入学審査要項

出願資格	<p>次のいずれかに該当することが必要です。</p> <p>①学則20条適用退学者（自主退学：2019年3月31日以前の退学）</p> <p>②学則21条適用退学者（24単位制退学：2018年9月30日以前の退学）</p> <p>③学則57条適用退学者（本分違反行為処分：2018年9月30日以前の退学）</p> <p>④学則58条適用退学者（在学不適5項目処分：2018年9月30日以前の退学）</p> <p>⑤学則22条2項、3項及び4項適用除籍者（休学期間終了、学費未納及び長期行方不明による除籍：2018年9月30日以前の除籍）</p> <p>ただし、以下の者は出願できません。</p> <p>①学則第22条第1号により除籍された者（学則第5条に定める在学年限を超えた者）</p> <p>②再入学後再び退学または除籍された者</p>
出願期間	<p>2019年7月22日（月）～7月24日（水）</p> <p>窓口取扱時間 9：00～11：30、12：30～16：45</p> <p>※事前に出願資格の確認および英語科長による受験の内諾が必要ですのでご注意ください。</p>
出願書類	<p>①上智大学短期大学部再入学願（本学所定用紙・写真貼付）</p> <p>②受験票用写真1枚（①に貼付した写真と同一のもの）</p> <p>③学業継続の決意を表明する誓約書（本学所定用紙）</p> <p>④上智大学短期大学部在学時の成績証明書</p>
出願方法	<p>①事前に電話にて英語科長との面談のアポイントを取ります。</p> <p>②出願書類に必要事項を記入し、事務センターで出願資格および出願書類の確認を受けます。</p> <p>③英語科長と面談のうえ、受験の許可を得ます（受験許可印を願書の所定欄にもらいます）。</p> <p>④出願期間内に事務センター窓口にて検定料30,000円を納入し、出願書類を提出します。</p> <p>※郵送による出願はできません。</p> <p>※出願書類および検定料は理由の如何を問わず返還いたしません。</p>
審査・試験	<p>2019年7月30日（火）までに詳細を志願者現住所宛に通知します。なお、審査（書類審査）に先立ち、必要により試験が課せられる場合があります。</p> <p>試験日：2019年8月6日（火）</p> <p>①試験場、試験内容、試験時間は、受験票に記載しますので、各自内容を確認してください。</p> <p>②試験当日に受験票を忘れた場合は、事務センター（教務担当）窓口にお問い合わせください。</p>
審査結果の通知	<p>審査の結果は、再入学願に記入されている志願者現住所宛に8月28日（水）までに郵便にて通知します。許可者には再入学手続書類を同封します。</p> <p>なお、審査結果について、郵便や電話等による問い合わせには、一切応じません。</p>
再入学の手続	<p>●手続期間：2019年8月28日（水）～8月30日（金）</p> <p>詳細については、審査結果通知時に同封される「上智大学短期大学部再入学手続要項」を参照してください。</p> <p>期間内に手続を完了しない場合は、再入学の資格を失います。</p>
許可の条件	<p>許可に際して、履修科目指定等の条件を課すことがあります。課された条件が履行できない場合は、退学になることがあります。</p>
卒業要件	<p>①退学以前の在学期間および修得単位は、再入学後の卒業に必要な在学期間および単位として認めます。</p> <p>②卒業に必要な修業年限は、再入学時に決定された入学年次に従い、2年より短縮されることがあります。</p>
学籍について	<p>①在学期間の上限は、退学前の在学期間と再入学後の在学期間を合計して4年までです。</p> <p>②休学期間は、退学前と再入学後を合算して、通算2年までです。</p>

《参考》 再入学手続に必要な費用

【9月入学】(秋学期分)

(単位：円)

	1年次へ再入学の場合	2年次へ再入学の場合	備 考
入 学 金	130,000	130,000	再入学時のみ
在 籍 料	30,000	30,000	
授 業 料	341,000	341,000	
教 育 充 実 費	90,000	90,000	
小 計	591,000	591,000	
学生教育研究災害傷害保険料	1,400	800	(注1)
英語力診断テスト受験料	3,075	3,075	(注2)
同窓会費	—	20,000	(注3)
小 計	4,475	23,875	
合 計	595,475	614,875	

(注1) 学生教育研究災害障害保険料については、当初納入した金額に対する保険期間を過ぎて在学する場合、1年毎に徴収する。保険期間1年間800円。

(注2) 1年次に年1回、2年次に年1回TOEIC-IPを実施。

(注3) 同窓会費は、最終年次(2年次)に徴収する。